

京都大学における履修証明プログラムに関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(届出及び公表)</p> <p>第6条 開設部局の長は、履修証明プログラムを開設するにあたっては、別紙様式1の履修証明プログラムの開設届出書を作成し、当該開設部局の教授会（又はこれに代わる機関。以下同じ。）の議を経て、総長に届け出なければならない。</p> <p>2 開設部局の長は、履修証明プログラムの名称、目的、修了に要する総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他必要と認める事項を公表するものとする。</p> <p>3 (略) (後 略)</p>	<p>(届出及び公表)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 開設部局の長は、履修証明プログラムの名称、目的、修了に要する総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、<u>単位の授与の有無、実施体制</u>その他必要と認める事項を公表するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>